

第 48 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 27 年 6 月 19 日（金）16:00～17:50
場 所：CIVI 新大阪研修センター 805D 会議室
- 2 出席委員：秋山委員、勝見専門委員、桑野委員、坂井委員、島田委員、曾和委員、津野委員、中野（加）委員、西野委員、坂東委員、藤本委員、前畑委員、又野委員、（50 音順）

3 議 題：

- （1）会長の選任について
- （2）「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
- （3）その他

4 議事内容：

- （1）会長の選任について
○桑野委員が会長に選任され、津野委員が会長代理に指名された。
- （2）「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
○事務局から、資料 1 から資料 5 について説明。

<質疑応答>

【委員】資料 1 中、「発生者」、「発生土を排出する者」、「事業者」とあるが、それぞれの違いは？

【事務局】同じものです。

【委員】資料 5 の 3 頁備考欄「⑥埋戻しや盛土等への再利用を徹底する」について、土砂を排出する者が、この技術指針に基づいて配慮をするという趣旨だと思うが、どのくらいの強制力があるのか。

【事務局】アセスの手続きの中で「事業者は環境配慮について十分に検討してください」という趣旨で、罰則が定められているものではない。

【委員】資料 5、3 頁備考の⑥で、これは同じ事業者が、そのアセスをする事業の中でと限定したものか。

【事務局】まずその事業の中で再利用する、それができない場合は、次に他の事業で再利用できないか、ということを考えている。

【委員】それは⑦に該当する話では。

【事務局】⑥の考えは、当該事業・工事に係る行為。アセス対象事業の工事の中で出た土を使うということを、アセス前の段階、事業計画・工事計画を立てるという段階でよく考えて、工事計画等に反映してほしい、ということで、表現としては「徹底する」としている。検討する者は、事業を実施しようとする者なので、実際にゼネコンが考えるというわけではない。もちろん、それを前提として事業計画、工事計画を立て、アセスをした上で工事発注となるので、考えた結果が、発注の仕様書となりゼネコンにフィードバックされていく。工事計画に詳しい事業者ばかりではないので、工事計画を立てる際に、建設コンサル等との議論などはアセスの段階で幾度もなされると考えている。

【委員】資料 4 右上の囲み、「建設発生土、建設汚泥に係る発生側に対する取組みについて」

の中で、「官民一体となった発生土の相互有効利用を強化するためのシステムを構築」とあるが、公共工事だけでなく、民間も含めた形でのシステム構築は具体的に進展があるのか。

【事務局】建設リサイクル推進計画は昨年9月に出され、公共工事のシステムに民間を入れていこうとの方向性が示されたところ、具体的なものはこれからと聞いている。

【委員】資料1で説明のあった土砂崩落事故をどう受けているのか。アセス段階で受入地のことも考えなければならないのではないかと思える。崩落を起こすような工法にも問題があるのではないか。それも視野に入れて、発生者が考える必要はないのかなと思う。

【事務局】崩落事故を受けて、土砂条例が制定され、その中で、積み方・構造的な基準が定められた。それは、当然処分業者の義務で、そこに出す側として土に関する情報をきっちり示すということを検討し、土砂を発生させる者の責務として、「発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないように、適正な処理に努める必要があります。」として責務を課している。これは、「配慮」ではない。

【委員】適正な処理に努める必要があると書いてあるが、これは責務と読めるのか。法令上罰則は？

【事務局】条例には「責務」と書いてある。規制基準ではなく罰則はない。

【委員】土地所有者が義務を怠った場合、勧告や命令を受ける場合があるとあるが、発生者の側についてどう考えるか。

【事務局】土砂条例の環境審議会のご議論でも、発生側と処分側の二者があったが、基本的に処分側の規制。発生側については、基本的には国全体の取組としてやっていくということがあるので、それとあわせ、努力義務規定というのが適当であろうというご議論をいただいた。一方、土地所有者が安易に事業者に土地を貸した結果、土がどんどん積みあがってしまうということが起こり得るので、土地所有者はしっかりどういう利用をされるのかチェックしていくということを義務としているところ。廃棄物の循環型社会形成推進条例でも同様の義務を課しており、同じ考え方の規定をここでも設けた。

【委員】今意見を求められている発生側について言うと、適切に処理してもらえるところに渡すよう注意を払えということまでで、という理解でよいか。

【委員】発生者にとってどうなのかというところ、発生者と受入先との関係がよくわからない。

【委員】産業廃棄物は排出者が最終的に処理責任を負うこととなっている。いい加減な処理業者を安易に選ぶと、不法投棄の責任を負うことになる。土砂についても、発生者に処理責任をきちんと負わせるシステムが必要では。アセス審査会での議論として適切なかわからないが。

【事務局】廃棄物と同様、例えばマニフェストシステムや排出者責任といった規定を発生土についても設けるとするのはそのとおりだと考える。これは全国的な問題で、法律の制定がどうしても必要になってくると考えており、国土交通省等に法制度化について提案・要望を実施している。

【委員】府だけの問題でないなら、配慮のところでもそういうことも配慮していただけたらどうか。

【事務局】土砂を発生させる者の責務として「条例の許可を受け埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書等を発行する必要があります」となっている。その証明書により、どこからどういう土が来たかわかる。「搬出先へ発生土に係る情報を伝達」ということである。

【委員】土砂を発生させる側の責務として、今ある条例で十分対応できるという判断か。

【事務局】はい。

【委員】アセスメントは手続きを行う前に事前に的確に環境影響を把握して、それが起こらないようにするというのがそもそも趣旨だと理解している。発生土がどこからどのくらい出てくるか、それをどのようにするか、というのを計画を立てる前に事業者が認識し、きちっと検討する、あるいは調査の段階からそれをやるということになると、規制とか法律でやるよりも一歩先のことができるという理解。こういうことをきちっと位置づけるというのは大事なことだと理解をしている。それをうまく結合させるといことが大事だろうということで、これを書き込むことでうまく実行できるかどうかというところを、事務局に少し説明していただくと有難い。

【事務局】今日の議論は技術指針ということで、これをどう取り扱おうとするのかという考え方を整理して、改正するならば、ということ。実際には個別案件でどうかと審議いただくことになるので、個別案件の審議で具体的にどんなことを確認し、どうであればどんな意見を言っていくのかというイメージができれば、そこまでではなかろうかと。環境アセス、特に環境配慮という事項について、どうやっていこうかということ、ある程度整理いただければと考えている。

【委員】事業者に新しい指標提供をもって、アセスメントの際にこういうこともちゃんと配慮して取り組みなさいという指導はいただけるのか。

【事務局】これは技術指針ですので、当然これに従って事業計画を考えてくださいということになる。

【委員】かつてよく問題になったのは、土捨て場を環境影響評価の中に入れるのか入れないのかということ。対象事業に発生場は含むとしても土捨て場による環境影響はそれとは違う事業だと見るのかどうかという議論がかなりあった。それがもう少しきちっとした法律・条例体系の中に入ってくるということになるので、非常に大きな進歩ではないかなという気がする。

【事務局】現行の技術指針に「環境影響評価の対象は、対象事業に係る事業活動その他の人の活動だけでなく、目的実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ一体不可分のものとして計画される事業（以下「関連事業」といい、対象事業と関連事業を合わせて「対象事業等」という。）に係る活動も含めることが必要である。」とあり、これは、環境影響評価条例ができたときからそうしている。同じ事業の中で土捨て場も計画されるということであれば、多少場所が違うところであったとしても、それは一体のものとして扱う。土捨て場が違う事業者、土捨て場として現にあってそこを使うという場合には、当該事業者に予測しろというのは事業計画が全く別れるので、そこは限界があるということもある。どういう事業との関係かということもよく踏まえる必要があると考える。

【委員】発生土に関する環境配慮の考え方について現行では「発生土の発生抑制に努めること」だけが書いてあって、工法だとか具体的なやり方まで技術指針に追加されると、ある意味では、具体化されて明確になったのではないかと思う。ただ、これは逆に細かく書いてしまうと、ここに細かく書いていないような問題が発生したときに、「指針にそこまでは書いてないからいいじゃないか」みたいな論理にならないか。

【事務局】仮に、「技術指針に書いてないから考えません」ということであるならば、その段階でまた改正を考える。

【委員】だから、この今回の改正は従来の発生抑制だけ書くのでは少しわかりにくいので、最低でもこのくらいだったら考えられるだろうというものを指針の中に入れてということではよいか。

【事務局】従来の書き方というのは具体的な例がないという意味合いにおいて、他の項目に比べやや劣っている、遅れていると思えるので、同列のレベルまで少なくとも上げていくということ。

【委員】私の解釈とだいたい一致したので、よくわかった。

【委員】発生者をお願いするとすれば発生抑制を中心に置かざるを得ないので、工法だとか内部利用の促進だとかになるというのは理解したが、どうしても生じてくる土砂を発生者としてどう処理していくのかという計画をチェックできないかと思う。アセスとしてそういう項目が一つ技術指針の中にあればいいのか。技術指針でも、最終的に土砂の処理についてどういう計画を持っているか、適正な処理に努めること、といった内容を技術指針に盛り込めないか、と思う。

【事務局】今までの経験から、通常の事業であれば、残土処分場がパンクようなとんでもない量ではないだろうと考えられる。周辺の残土処分場がパンクするくらい多くの土を出すような事業が想定されるのであれば、そのところもしっかり考えてもらわないといけないと思う。中央新幹線はほとんどトンネルなので、発生土の量が極めて多い事業。我々が間接的に聞いているところでは、残土処分の考え方、具体化についてまだまだできていないと、極めて大きな課題であるということ。そういう事業が想定されるのであれば、アセスメントのときにそこをどう考えているのかというのを当然書くべきだと思うが、そこまで書くかどうかということもある。

【委員】書いてもらった方がよい。現実で大規模な事業であればそこまでのチェックを最初の段階ですべきでは。原案では抑制しか書いてないので、抑制した後でもなお残る残土が出た場合に、処理の方針についてはこのように考えているという項目があった方がいい。

【委員】将来そういう事案が考えられるのであれば、そのときのアセスはどうするのか。

【事務局】今日は環境配慮のところを中心にご説明をしているが、技術指針においては、発生土に関し、どのくらい発生し、再利用し、処分場へ持っていくのか、予測するということも従来から示している。

【事務局】本日のご議論を踏まえ、技術指針での表記について考えさせていただき、その結果を委員にご報告させていただく。

【会長】事務局で検討したいということなので、本日のご意見についてどのように扱うか事務局で考えていただいた上で、その扱いを会長に一任いただいでよろしいか。
(各委員了承)

(3) その他

○事務局から、参考資料「環境基準の改正」について説明。

以上